

武器輸出三原則の緩和と輸出管理 －日本の防衛産業技術基盤の視点から－

日本安全保障貿易学会 第12回研究大会

於 京都大学

2011年9月24日

大阪大学 久保田ゆかり

1. 武器輸出三原則の成立と例外化措置

- 1) 武器禁輸政策の成立
- 2) 武器輸出三原則等の理念と役割
- 3) 武器輸出三原則等の緩和と例外化

1) 武器禁輸政策の成立

- 1967年4月、武器輸出三原則の表明
ーベトナム特需、ペンシルロケット輸出
- 1976年2月、武器輸出三原則等についての政府統一見解
ー石油危機による武器輸出機運の高まり
- 1981年3月、政府統一見解の国会決議
ー堀田ハガネ事件

1967年、武器輸出三原則

- ① 共産圏
- ② 国連決議により武器などの輸出が禁止されている国
- ③ 国際紛争当事国又はそのおそれのある国

1976年、政府統一見解(武器輸出三原則等)

- ① 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法および外国為替法の精神に則り、「武器」の輸出を慎む
- ③ 武器製造関連施設の輸出については、「武器」に準じて取り扱う

2) 武器輸出三原則等の理念と役割

- 国際紛争助長回避
 - ー 平和国家的役割
- 共産圏への重要軍事技術の流出防止
 - ー 冷戦期における日米関係
- 国・地域、モノを基準とした輸出管理
 - ー 「武器」＋部品、関連設備

武器の定義

① 武器輸出三原則: 「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」、「輸出貿易管理令別表第1の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するもの」(91年の管理令一部改正で第1項に)

② 自衛隊法: 「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物の破壊することを目的とする機械、器具、装置等」(本来的に、火器を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」にあたる考える。)

3) 武器輸出三原則等の緩和と例外化

➤ 1983年11月、対米武器技術供与取極

- － 米国に限って武器技術供与を武器輸出三原則等によらない
- － 日本からアメリカへの技術還流の要請

➤ 防衛関連技術の日米共同研究の開始

MOU締結時期	日米共同研究項目	MOU締結時期	日米共同研究項目
1992年9月	ダクトッドロケット・エンジン	2000年3月	野戦砲用高安全性発射薬
1995年10月	先進鋼技術	2002年3月	P-3Cの後継機搭載電子機器
1995年10月	戦闘車両用セラミック・エンジン	2002年3月	ソフトウェア無線機
1996年9月	アイセーフ・レーザーレーダー	2005年4月	先進船体材料・構造技術
1998年3月	射出座席	2006年4月	艦船型対空レーダー
1998年5月	先進ハイブリッド推進技術	2006年4月	艦船型戦闘指揮システム
1999年6月	浅海域音響技術	2007年3月	航空燃料およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響
1999年8月	弾道ミサイル防衛技術	2008年3月	携帯型化学剤自動探知機

- 2004年12月、ミサイル防衛システムに関する案件の例外化
 - ー武器輸出三原則については堅持する
 - ー米国との共同開発・共同生産を行う場合には武器輸出三原則等によらない
 - ー米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件について個別に検討する
- 2006年7月、対米武器・武器技術供与取極
 - ーミサイル防衛システム共同開発の武器および武器技術の日本から米国への供与承認
 - ー日本の事前同意なしの目的外使用・第三国移転の禁止
- 2011年6月、2プラス2共同発表
 - 「より深化し、拡大する日米同盟に向けて」
 - ーSM-3ブロックIIAの第三国移転の条件付き承認

➤ その他の武器輸出三原則等例外化(内閣官房長官談話)

発表年	三原則等例外化措置
1991年	国際平和協力業務等の実施に伴い必要な装備品の輸出
1996、98、 2004年	日米物品役務相互提供協定下で行われる武器部品等の米軍への提供
1997年	人道的な対人地雷除去活動に必要な装備品の輸出
1998年	中国遺棄化学兵器処理事業に必要な装備品の輸出
2001年	テロ対策特別措置法に基づく武器等の輸出
2003年	イラク人道復興支援特別措置法に基づく武器等の輸出
2007年	ODAによるインドネシアへの巡視船艇の輸出
2007年	補給支援特措法に基づく武器等の輸出
2009年	海賊対処法案等に基づく武器等の輸出
2010年	日豪物品役務相互提供協定下で行われる武器部品等の豪軍への提供

2. 日本の防衛産業の閉塞性

- 1) 武器輸出三原則等による国内保護
- 2) 防衛産業基盤の弱体化
- 3) グローバル化への対応問題

1) 武器輸出三原則等による国内保護

➤ 武器輸出実績(1960～66年): 総輸出額の0.01%以下

年	仕向地	品目	数量	金額(ドル)
1960	インドネシア	機銃部品		36,200
	インド	訓練用機雷	2個	12,975
1961	インドネシア	機銃部品		125,100
1962	米国	ピストル	約800丁	9,300
1963	米国	ピストル	約3,000丁	37,500
	インドネシア	機銃部品		24,000
1964	米国	ピストル	約5,000丁	66,000
1965	タイ	猟銃	5,000丁	540,000
	タイ	銃弾	2,500,000kg	230,000
	米国	ピストル	約7,000丁	97,000
1966	タイ	猟銃	5,000丁	540,000
	米国	ピストル	約8,000丁	1320,000

出所:『朝日ジャーナル』1970年4月12日から一部抜粋。

➤ 安定的防衛調達制度

- 基盤的防衛力
- 防衛関係費の対GDP1%枠
- 武器輸出三原則
- 兼業メーカー



防衛産業技術基盤形成

➤ 海外市場との関係希薄化

- 国際競争力？ 情報収集力？

➤ 冷戦後の防衛産業構造

- 欧米：M&Aによる産業競争力維持
- 日本：静的構造

2)防衛産業基盤の弱体化

➤安定的防衛調達の限界

ー防衛予算の低迷(図1)

ー防衛装備品の新規調達の抑制傾向(図2)



戦闘車両:58.4両(77-86年) ⇒ 9両(2007、08年)



戦闘機:18.5機(77-86年) ⇒ 8機(2007年) ⇒ 0機(08年)

➤防衛産業構造の内発的崩壊の危機

ー2003年～防衛産業からの撤退



戦闘車両関連企業22社



戦闘機関連企業16社

ー2009年、訴訟問題の発生

➤技術基盤回復の時間とコスト

➤日本の安全保障への影響

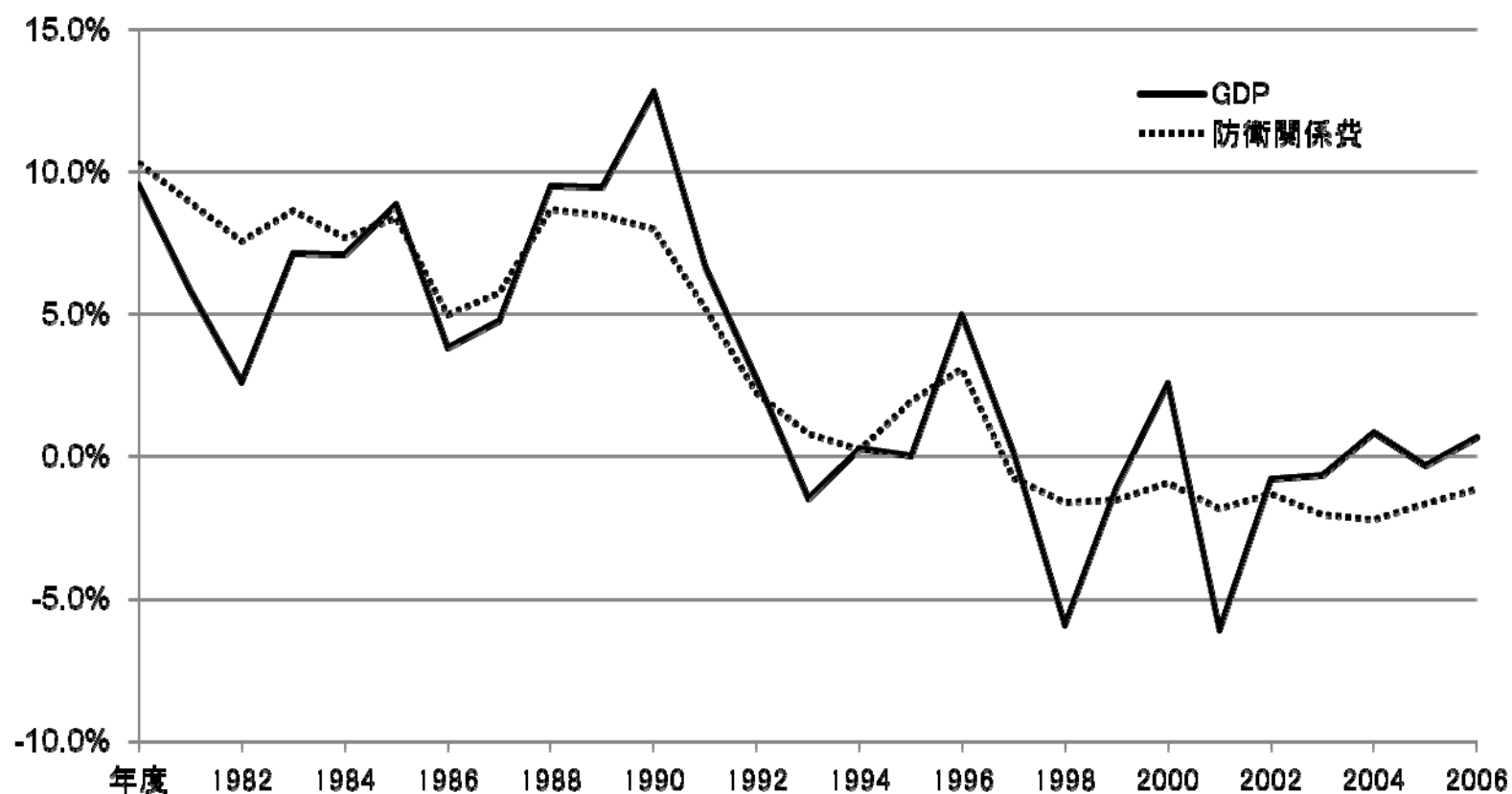


図1: 日本のGDPと防衛関係費の伸び率 1981-2007

出所: 防衛通信社『防衛調達要覧』各年度版、および防衛省『防衛白書』各年度により作成。

注: 1993年まではGNP、94年以降はGDPである。また97年度以降の防衛関係費にはSAGO関係費用が含まれている。なお、実質換算には、内閣府経済社会総合研究所「平成19年度国民経済計算」のデフレーターを用いた。

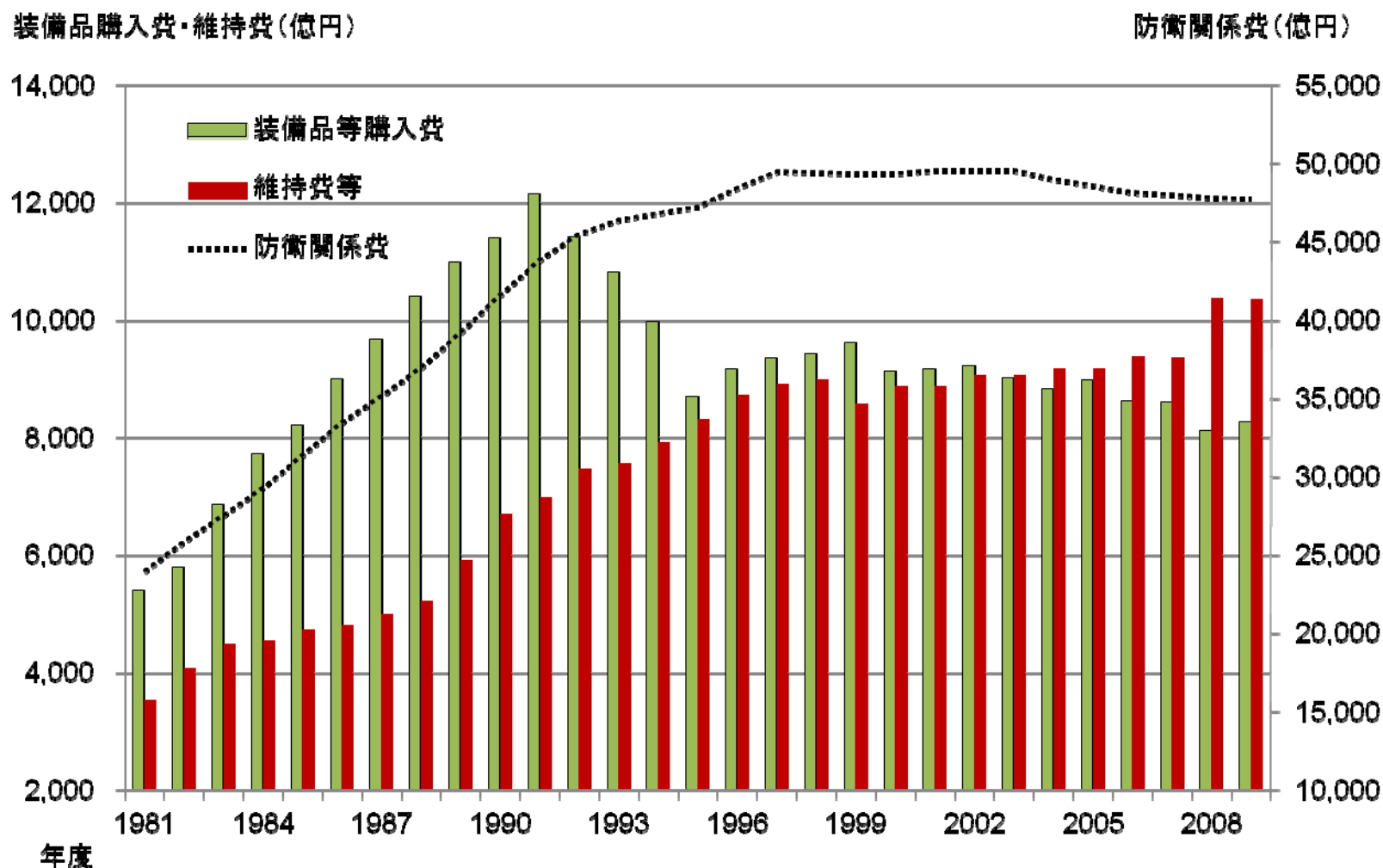


図2: 装備品購入費と維持費の変化 1981-2009

出所: 『防衛白書』各年度より作成。

注: 1997年度以降の防衛関係費にはSACO対策費、2009年度の防衛関係費には米軍再編関係費が含まれる。

3) グローバル化への対応問題

➤ 武器システムの国際共同開発

- ー 開発時間の短縮
- ー コスト抑制
- ー 民生技術の活用

防衛調達基盤の
グローバル化

武器システム	開発開始年	参加国
ユーロファイター戦闘機	1988年	イギリス、ドイツ、イタリア、スペイン
通信システム(MIDS)	1994年	米国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン
改良型短距離艦対空誘導弾(ESSM)	1995年	米国、ドイツ、スペイン、オーストラリアなど10カ国
F35戦闘機	2000年	米国、イギリス、オランダ、イタリアなど9カ国
ユーロホーク無人機	2005年	米国、ドイツ

➤ 2010年12月、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」

- ー 基盤的防衛力 ➡ 動的防衛力
- ー 「防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討」

3. 新たな武器輸出管理政策の方向性

- 1) インプリケーション
- 2) 武器輸出管理の基準と体制をどうするか？

1) インプリケーション

➤ 安全保障環境、技術トレンド、防衛調達の変化



➤ 武器禁輸政策の基本構造は不変

➤ 平和憲法の堅持と日米同盟関係への配慮



➤ バランスの限界

➤ 規制と緩和による輸出管理の必要性

ー 輸出規制による安全保障



両立



ー 三原則緩和と産業競争力強化による安全保障

2) 武器輸出管理の基準と体制をどうするか？

- 国・地域、モノによる管理 → 国・地域、目的による管理
 - ー ホワイト国
 - ー 国際共同開発への参加
 - ー 「武器の使用目的」による規制強化
- 平和憲法と専守防衛との整合性への配慮
 - ー 復興・人道援助、災害救援、テロ・海賊対策などの国際貢献分野
- 協力体制の構築：情報の収集・共有
 - ー 経済産業省、税関、外務省、産業界、CISTEC、防衛省
 - ー 各国情勢、技術トレンド
 - ー 武器システム、民生技術が安全保障環境に与える影響